

# 債権総論1

## 第9回(債権者代位権)

明治学院大学法学部教授  
加賀山茂

- 六法とノートを用意してください。
  - 条文が出てきたら必ず六法で確かめましょう。
  - 疑問点は、ノートに書きとめ、理解できたら、メモを追加しましょう。
  - そのノートがあれば、定期試験の準備がとても楽になります。
  - しかも、そのノートは、あなたの一生の宝になることでしょう。

# 債権総論1 目次 → [総論体系図](#)

## ■ 債権の目的

- 債権・債務の目的と目的物
  - 債権とは何か
  - 物とは何か, 民法85条の立法理由
  - 債権の目的と債権の目的物の区別
- 債務の種類
  - 種類債権と特定物債権とタール事件
  - 金銭債権と貨幣, 電子マネー, クレジットカード決済, 預金通貨
  - 選択債権と選択債務
  - 結果債務と手段の債務の立証責任

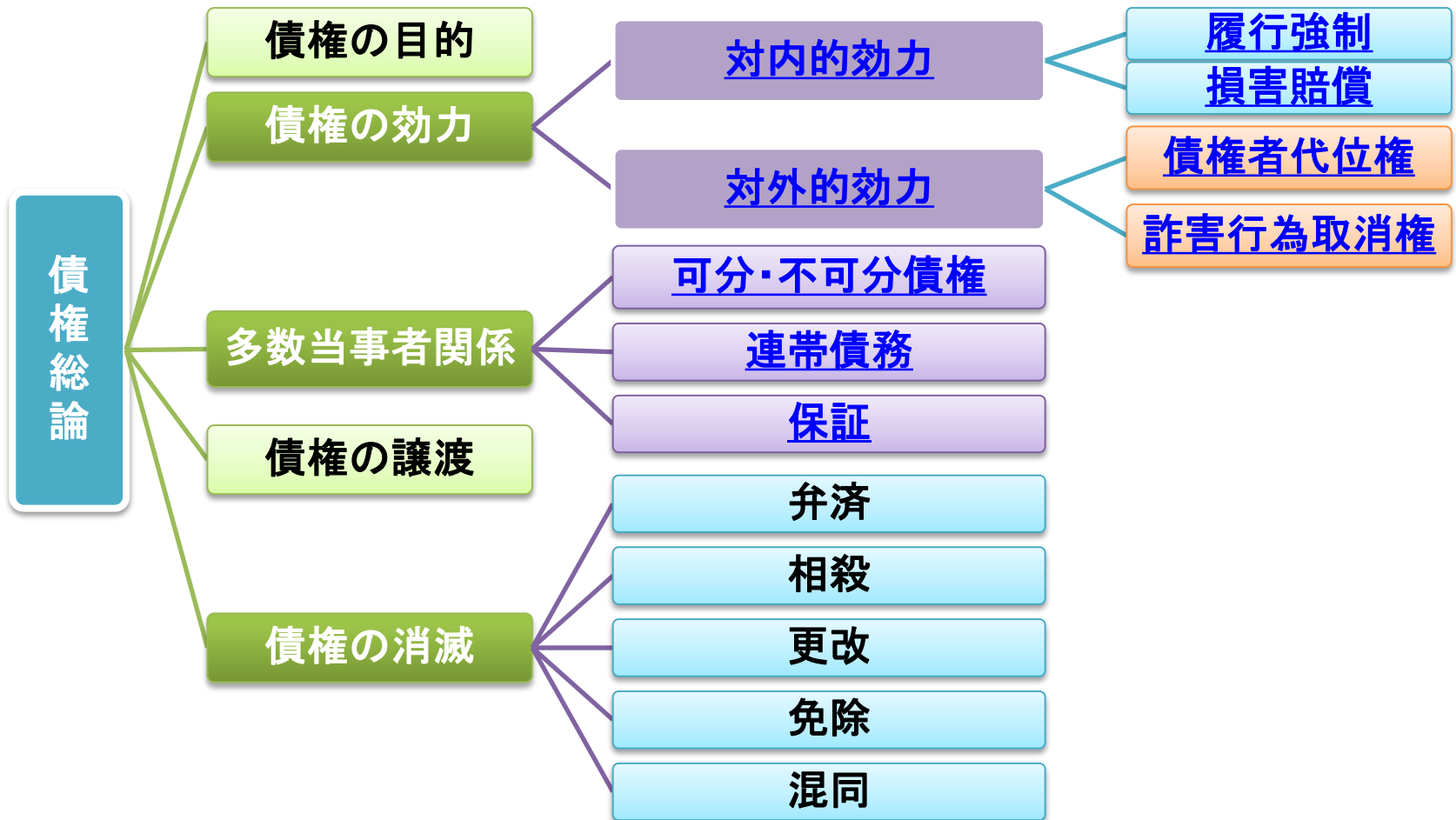
## ■ 債務の対内的効力

- 債務の不履行
  - 三分説と二分説
- 債務不履行の救済
  - 履行の強制と民事執行法
  - タール事件と危険負担・契約の解除
  - 損害賠償
    - 帰責事由と予見可能性
    - 事実的因果関係と相当因果関係
    - 損害額の算定と差額説
    - 契約自由と損害賠償額の予定

## ■ [債務の対外的効力](#)

- [債権者代位権](#)
  - [債権者代位権と債権差押え](#)
  - [直接訴権](#)
  - [債権者代位権の転用](#)
- 詐害行為取消権
  - 詐害行為取消権の性質
  - 詐害行為取消権の要件
  - 詐害行為取消権の効果
- 多数当事者の債権・債務関係
  - 可分・不可分債権・債務
  - 連帯債務
    - 連帯債務の本質, 相互保証理論
    - 連帯債務者の一人に生じた事由の効力, 不真正連帯債務
    - 求償の要件
  - 保証
    - 保証の性質
    - 保証人の保護
      - 通常保証・連帯保証人の保護
      - 根保証の保証人の保護

# 債権総論の内容 → [目次](#)



# 債権の対外的効力

1. 第三者への直接請求
  - 債権者代位権・直接訴権
2. 第三者への追及効
  - 詐害行為取消権



# 債権の対外的効力 → [債権総論](#)

## ■ 債権の相対的原則

■ 債権の効力は、当事者間でのみ生じる。

■ 第三者に請求することはできない。→ [例外としての債権者代位権](#)

■ 第三者の物に対して強制執行をすることはできない。→ 例外としての詐害行為取消権

## ■ 債権の対外的効力

■ 第三者に対する請求

■ [債権者代位権\(民法423条\)](#)

■ 他の債権者ととも、第三者(第三債務者)に請求することができる。

■ 直接訴権([民法613条](#), [自賠法16条](#))

■ 排他的に、第三者(第三債務者)に請求することができる。

■ 第三者に対する追及効

■ [詐害行為取消権\(民法424条～426条\)](#) ← [学説の状況](#)

■ 第三取得者(受益者, 転得者)に対して強制執行を行うことができる。

# 7. 債権者代位権, 直接訴権

1. 債権者代位権と, 債権差押えとの違いを学ぶ。
2. 民法改正法案と判例法理との関係(判例の Restatementという側面)について学ぶ。
3. 債権者代位権と直接訴権の代表例との区別を学ぶ。



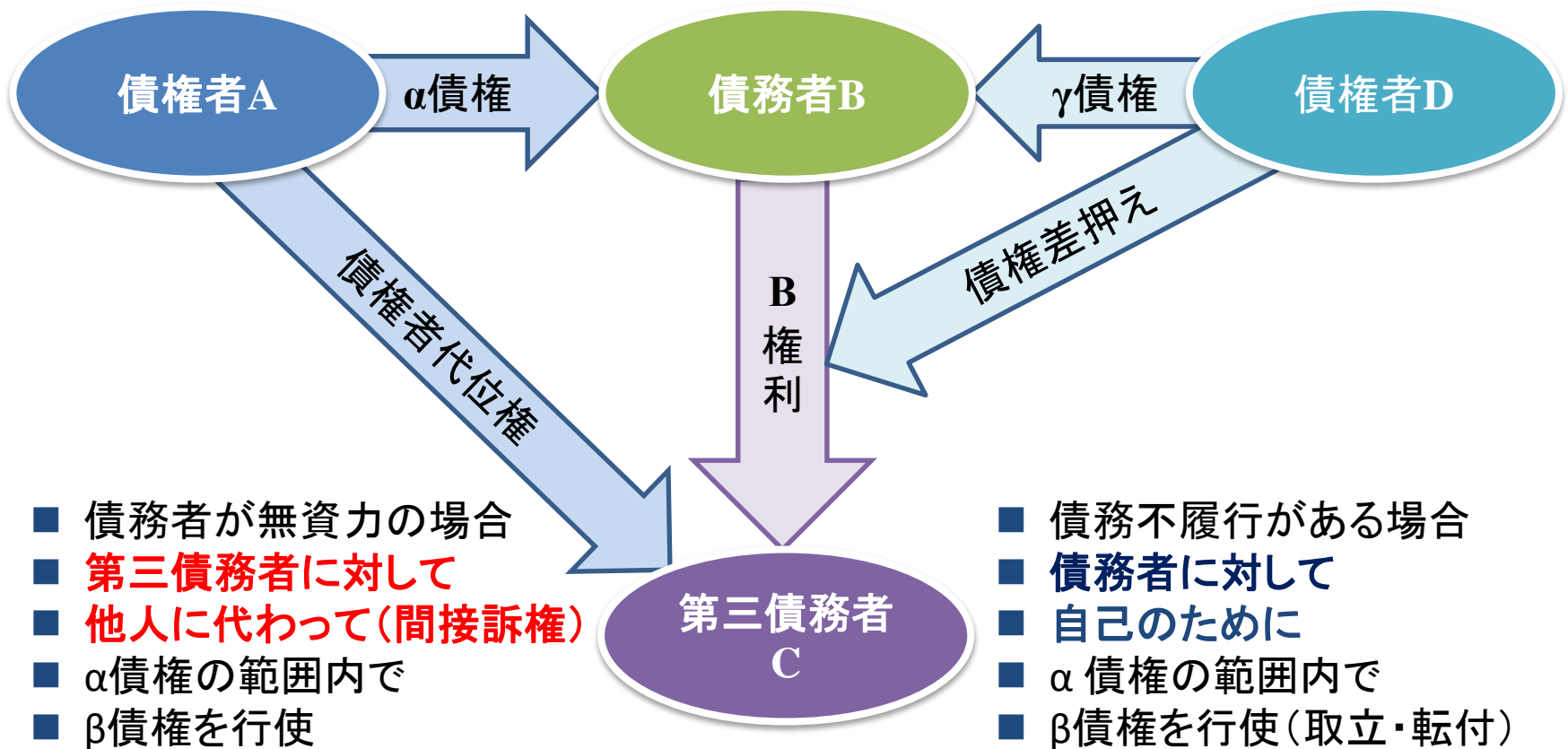
# 債権者代位権 (1/2) → [図](#), [改正法案](#), [Q7](#)

## ■ 第423条 (債権者代位権)

- ①債権者は、自己の債権を保全するため、債務者に属する権利を行使することができる。
  - ただし、債務者の一身に専属する権利は、この限りでない。
- ②債権者は、その債権の期限が到来しない間は、裁判上の代位によらなければ、前項の権利を行使することができない。
  - ただし、保存行為は、この限りでない。

# 債権者代位権 (2/2) → [現行法](#), [改正法案](#), [Q7](#)

## 債権差押えとの比較 (競合) → [債権総論](#)





# 債権者代位権の要件←[現行法](#), [図](#) 民法改正法案(2015)

## ■ 第423条(債権者代位権の要件)

- ①債権者は、自己の債権を保全するため必要があるときは、債務者に属する権利(以下「被代位権利」という。)を行使することができる。
  - ただし、債務者の一身に専属する権利及び差押えを禁じられた権利は、この限りでない。
- ②債権者は、その債権の期限が到来しない間は、被代位権利を行使することができない。
  - ただし、保存行為は、この限りでない。
- (新設)③債権者は、その債権が強制執行により実現することのできないものであるときは、被代位権利を行使することができない。

# 債権者代位権の行使範囲

## 民法改正法案(2015)

### ■ (新設) 第423条の2(代位行使の範囲)

- 債権者は、被代位権利を行使する場合において、被代位権利の目的が可分であるときは、自己の債権の額の限度においてのみ、被代位権利を行使することができる。

### ■ 参考判例

- 最三判昭44・6・24民集23巻7号1079頁(民法判例百選Ⅱ〔第7版〕第12事件)
  - 債権者が債務者に対する金銭債権に基づいて債務者の第三債務者に対して有する金銭債権を代位行使する場合においては、債権者は自己の債権額の範囲においてのみ債務者の債権を行使しうると解すべきである。

# 債権者代位権の相手方と行使の効力

## 民法改正法案(2015)

### ■ (新設) 第423条の3 (債権者への支払又は引渡し)

- 債権者は、被代位権利を行使する場合において、被代位権利が金銭の支払又は動産の引渡しを目的とするものであるときは、相手方に対し、その支払又は引渡しを自己に対してすることを求めることができる。
- この場合において、相手方が債権者に対してその支払又は引渡しをしたときは、被代位権利は、これによって消滅する。

# 債権者代位権の行使の相手方

## 民法改正法案(2015)

### ■ (新設) 第423条の4 (相手方の抗弁)

- 債権者が被代位権利を行使したときは、相手方は、債務者に対して主張することができる抗弁をもって、債権者に対抗することができる。

# 被代位権利の行使権限者の競合

## 民法改正法案(2015)

- (新設) 第423条の5(債務者の取立てその他の処分  
の権限等)
  - 債権者が被代位権利を行使した場合であっても、債務者は、被代位権利について、自ら取立てその他の処分をすることを妨げられない。
  - この場合においては、相手方も、被代位権利について、債務者に対して履行をすることを妨げられない。
- 参考判例(債務者の無資力要件を要するかどうか)
  - 最三判昭40・10・12民集19巻7号1777頁
  - 最一判昭50・3・6民集29巻3号203頁

# 債権者の債務者に対する訴訟告知

## 民法改正法案(2015)

- (新設)第423条の6(被代位権利の行使に係る訴えを提起した場合の訴訟告知)
  - 債権者は、被代位権利の行使に係る訴えを提起したときは、遅滞なく、債務者に対し、訴訟告知をしなければならない。
- 参考判例
  - 大判昭15・3・15民集19巻586頁
    - 債権者は、代位権行使については、…善良な管理者の注意を払うを当然とするをもって、
    - もし訴訟追行上過失の存する場合(例へば債務者に**訴訟告知**をなさざりしたため、債務者の手に存する訴訟資料を利用しえざりし場合のごとき)には、債務者に対し損害賠償の責めに任ずべく…

# 登記・登録請求権の代位行使 民法改正法案(2015)

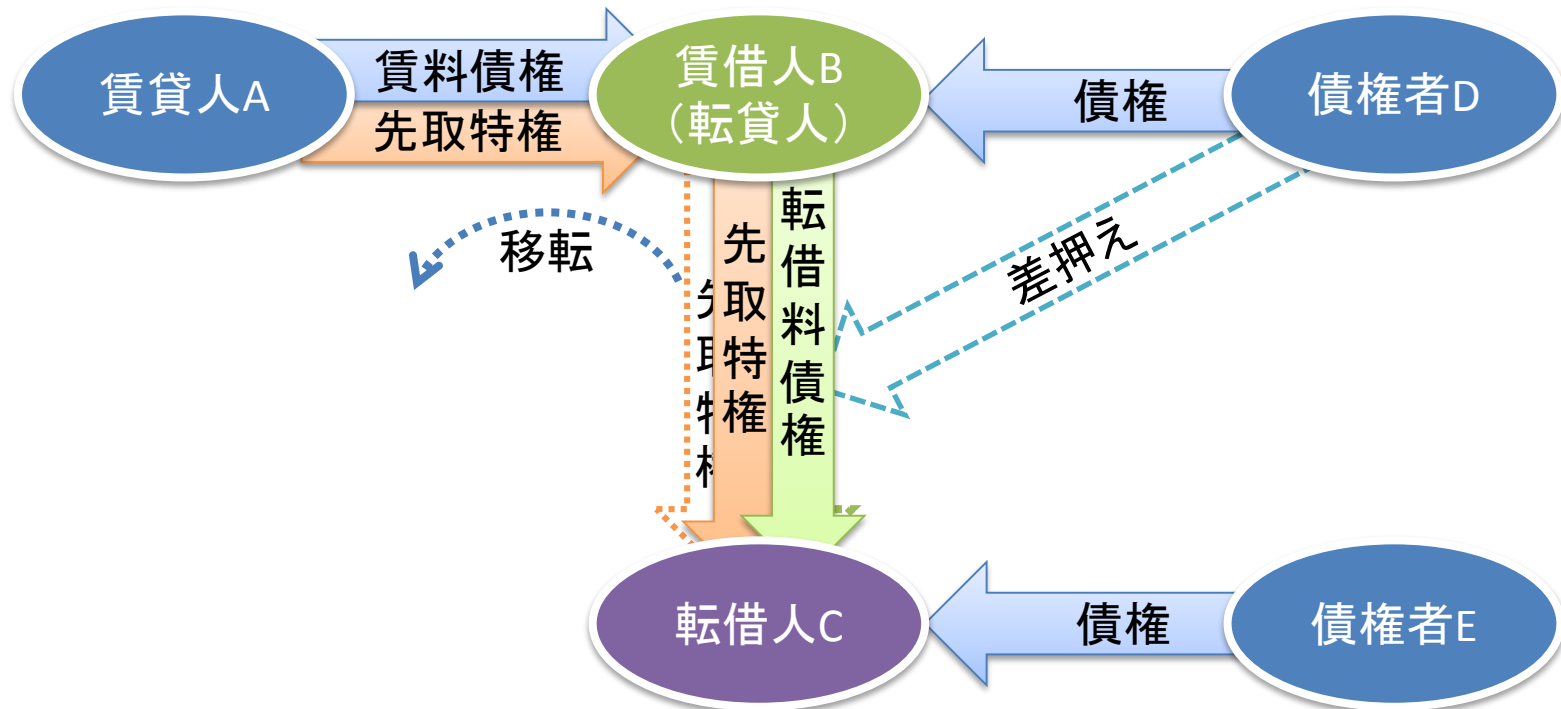
- (新設)第423条の7(登記又は登録の請求権を保全するための債権者代位権)
  - 登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗することができない財産を譲り受けた者は、その譲渡人が第三者に対して有する登記手続又は登録手続をすべきことを請求する権利を行使しないときは、その権利を行使することができる。
  - この場合においては、前三条の規定を準用する。

## ■ 参考判例

- 最一判昭50・3・6民集29巻3号203頁
  - 買主に対する土地所有権移転登記手続義務を相続した共同相続人の一部の者が右義務の履行を拒絶しているため、買主が、相続人全員による登記手続義務の履行の提供があるまで代金全額について弁済を拒絶する旨の同時履行の抗弁権を行使している場合には、
  - 他の相続人は、自己の相続した代金債権を保全するため、右買主が無資力でなくても、これに代位して、登記手続義務の履行を拒絶している相続人に対し買主の所有権移転登記手続請求権を行使することができる。

# 直接訴権(1/2) → [債権総論](#) → [Q7](#)

- 民法613条に基づく賃貸人の転借人に対する直接の権利(直接訴権)の効力
  - 民法613条の直接訴権は, 賃貸人(A)が受益の意思表示をした時点で効力を生じ(民法537条参照), 賃貸人(B)の転借人(C)に対する債権が先取特権とともに, 賃貸人に移転する(民法314条)。
  - この効力は, 賃借人に対する権利を保持したまま(民法613条2項), しかも, 転付命令と同様, 移転的効力を生じるので, 賃借人の他の債権者(D)の差押えに優先する。
  - さらに, 直接訴権は, 民法314条の先取特権によって, 転借人の債権者(E)にも優先する。

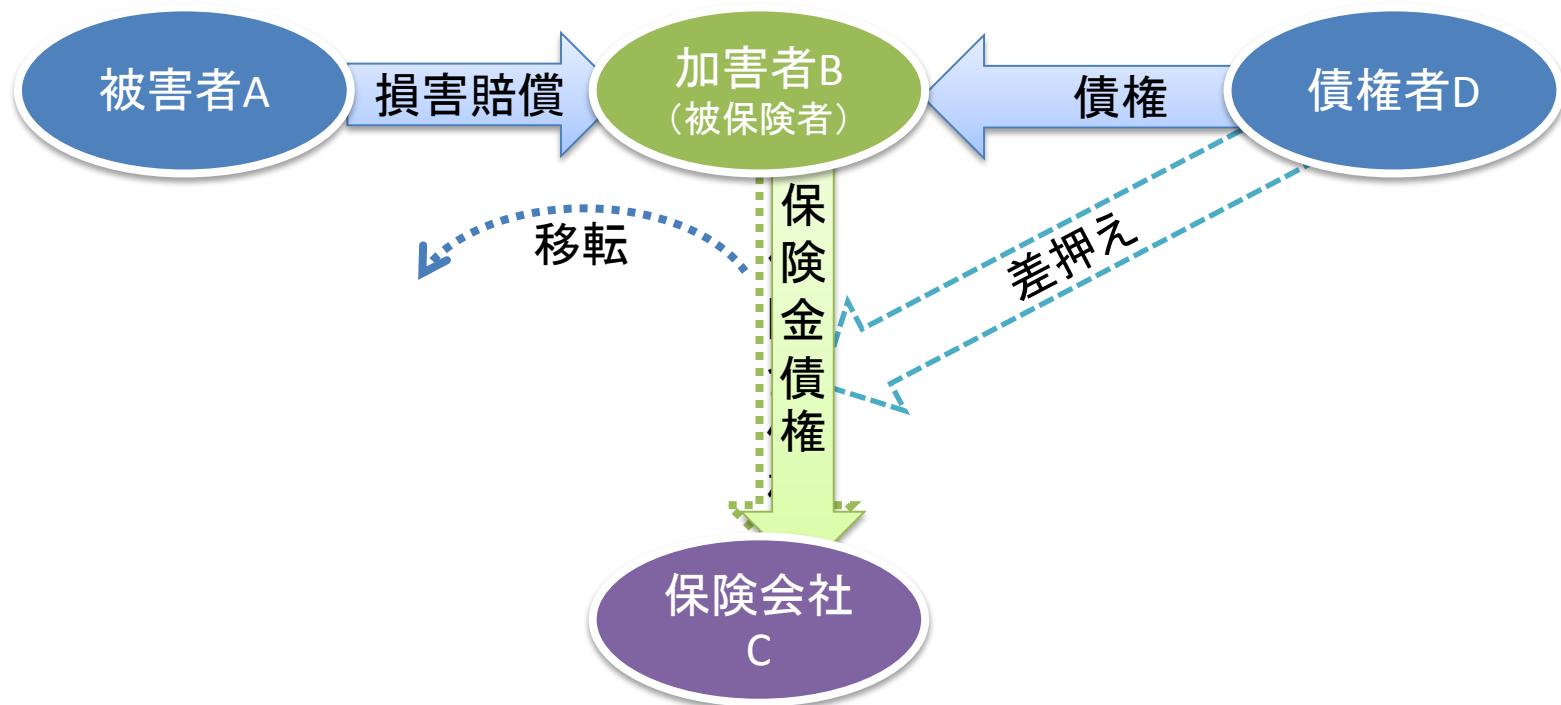




# 直接訴権(2/2) → [債権総論](#), → [Q7](#)

## ■ 自賠法16条に基づく保険金の直接請求権(直接訴権)の効力

- 自賠法16条の直接訴権は, 被害者(A)が事故で損害を受けた時に, 加害者・被保険者(B)の保険会社(C)に対する保険金債権が先被害者に移転する(自賠法16条)。
- この効力は, 加害者に対する権利を保持したまま, しかも, 事故時に転付命令と同様, 移転的効力を生じるので, 加害者の他の債権者(D)の差押えに優先する。



# 定期試験仮想問題(7/10) → [Q8](#)

- 交通事故の被害者, 加害者(強制保険の契約者), 保険会社(保険者)との関係について, アイラック(IRAC)で答えなさい。
  1. 交通時の直後に, 被害者と加害者とが保険会社に保険金を請求した場合, 保険会社は, どちらに保険金を支払わなければならないか。その根拠は何か。
  2. 加害者が被害者に損害賠償を支払った後は, 加害者は保険会社に保険金を請求することができるか。その根拠は何か。

# 活用すべき文献

- 民法の入門書(DVD付)
  - 加賀山茂『民法入門・担保法革命』信山社(2013)
- 民法(財産法)全体を理解する上での助っ人
  - 我妻栄=有泉亨『コンメンタル民法』[第3版]日本評論社(2013)
  - 金子=新堂=平井編『法律学小辞典』有斐閣(2008)
- 契約法全体についての概説書
  - 加賀山茂『契約法講義』日本評論社(2009)
- 債権総論の優れた教科書
  - 平井宜雄『債権総論』[第2版]弘文堂(1994)
- 債務不履行に関する文献
  - 平井宜雄『損害賠償法の理論』東京大学出版会(1971)
  - 浜上則雄「損害賠償における「保証理論」と「部分的因果関係の理論」(1)(2・完)民商66巻4号(1972)3-33頁, 66巻5号35-65頁
- 債権者代位権・直接訴権, 詐害行為取消権, 連帯債務, 保証の文献
  - 加賀山茂『債権担保法講義』日本評論社(2011)